

第3期八雲町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
八雲町

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、平成2年に合計特殊出生率が1.57と戦後最低となったことを受け、平成6年に策定した「エンゼルプラン」を皮切りに、平成15年の「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の制定等、総合的な少子化対策と子育て支援の取組を進めてきました。

このような社会情勢の変化や子育てをめぐる課題に対し、国、道、市町村、地域をあげて対応すべく、平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し「子ども・子育て支援新制度」の下、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

本町においても、子ども・子育て支援新制度に合わせ、平成27年3月に「第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には第1期計画を見直し「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」を基本理念に掲げ、町内全ての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

この計画は、令和7年3月で計画期間が終了することから、子育てに関わる町民の実態と意向、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映し、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い「第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2 計画の法的根拠と位置付け

「第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

■計画の法的根拠と位置付け

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「第2期八雲町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画

一体的に策定

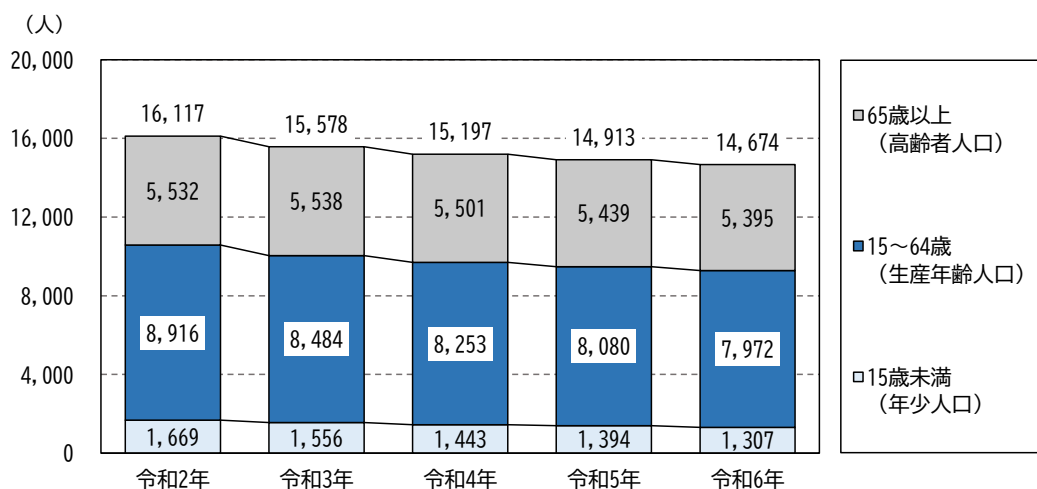
第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画

3 人口の状況

(1)人口推移

八雲町の人口は、減少傾向で推移し、令和6年3月31日現在では、14,674人となっています。年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は年々減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口も、令和3年から令和4年にかけて減少に転じ、以降、減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口

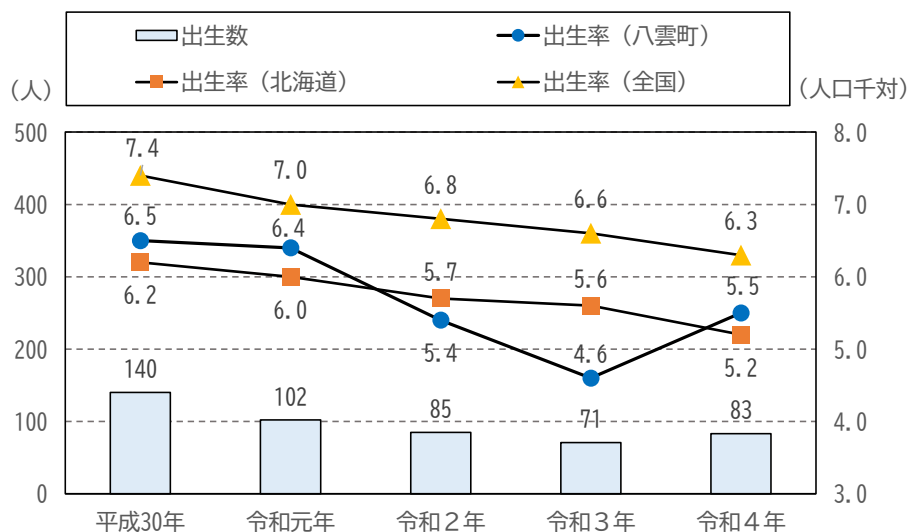


資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

(2)出生数・出生率

出生数は、令和3年まで減少傾向で推移していましたが、令和4年にかけて増加に転じ、令和4年の出生数は83人となっています。また、出生率も同様の傾向にあります。

■出生数・出生率



資料:北海道保健統計年報

4 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本町ではこれまで、「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」に基づき、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

これまで同様、今後も子どもは、将来の八雲町を拓く大切な宝であり、希望であり、夢です。この意味も込め、これまでの基本理念は普遍的なものといえます。

そのため、「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、次のとおり本計画の基本理念を定めます。

基本理念

みんなで交流 みんなで応援

みんなで育ち愛 子育てのまち八雲

5 基本方針

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針1 「子どもにとっての幸せ」を守る町

すべての子どもは、家庭環境や障がいの有無、社会への適応性の違いなど、あらゆることによって区別されることなくすこやかに成長する権利があります。

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益や権利が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、子どもの視点に立った取組を推進することが重要です。輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、子ども自身の発想を取り入れながら、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを推進します。

基本方針2 社会全体で子どもと子育て家庭を支える町

保護者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活が送れていることは、子どもにとっての幸せにもつながります。事業者の意識改革による労働環境の改善、家庭内での意識改革など、男女の働き方改革を進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

また、子どもたちの成長を社会全体で支えていくためにも、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政・企業や地域社会を含めた社会全体が協働した支援施策を推進します。

子育てに関しては、安心して働ける子育て支援環境として教育・保育施設と地域との連携はもとより、子育てをしている人の負担が軽減できるように、地域ぐるみで子育てをするような環境づくりを推進します。

基本方針3 健やかに安心して子どもを育てられる町

子どもを心身ともに健やかに育むためには、子どものみならず親が心身ともに健康であることが重要です。

妊娠期から継続した育児支援を推進するために、安全な妊娠・出産の確保、出産後のメンタルヘルスに係る対応、子どもの疾病予防などを目的とした健康相談や家庭訪問など、子どもの発達時期に応じた母子保健等の取組を進め、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援を推進します。

6 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

■教育・保育提供区域

事業区分 / 事業名		区域
教育・保育	1号認定（3～5歳）	八雲地域 落部地域 熊石地域 の3区域
	2号認定（3～5歳）	
	3号認定（0歳）	
	3号認定（1～2歳）	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	八雲地域 落部地域 熊石地域 の3区域
	② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て世帯訪問支援事業	
	⑦ 児童育成支援拠点事業	
	⑧ 親子関係形成支援事業	
	⑨ 妊婦等包括相談支援事業	
	⑩ 産後ケア事業	
	⑪ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	⑫ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	⑬ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑭ 一時預かり事業	
	⑮ 延長保育事業（時間外保育事業）	
	⑯ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑰ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	

7 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)1号認定(3歳以上／教育)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	67	65	61	64	64
八雲地域		59	58	53	55	55
落部地域		6	6	7	8	8
熊石地域		2	1	1	1	1
1号認定		48	47	44	47	47
八雲地域		42	42	38	40	40
落部地域		4	4	5	6	6
熊石地域		2	1	1	1	1
2号認定 (教育ニーズ)		19	18	17	17	17
八雲地域		17	16	15	15	15
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		95	95	95	95	95
八雲地域		95	95	95	95	95
落部地域	0	0	0	0	0	
熊石地域	0	0	0	0	0	
過不足(②-①)	28	30	34	31	31	

確保の方策の考え方

八雲地域は「八雲幼稚園」及び「認定こども園マリア幼稚園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。落部地域・熊石地域は人口減少のため新たな教育施設の整備は難しく、保育所の利用で対応しています。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(2)2号認定(3歳以上／保育)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	141	141	134	138	137
八雲地域		124	123	115	118	117
落部地域		12	13	14	15	15
熊石地域		5	5	5	5	5
確保方策②		247	247	247	247	247
八雲地域		197	197	197	197	197
落部地域		30	30	30	30	30
熊石地域		20	20	20	20	20
過不足(②-①)		106	106	113	109	110

確保の方策の考え方

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(3)3号認定(3歳未満／保育)

■3号認定(3歳未満／保育) 0歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	20	20	20	20	20
八雲地域		16	16	16	16	16
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		2	2	2	2	2
確保方策②		21	21	21	21	21
八雲地域		16	16	16	16	16
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		3	3	3	3	3
過不足(②-①)		1	1	1	1	1

■3号認定(3歳未満／保育) 1歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	38	43	45	45	45
八雲地域		34	39	40	39	37
落部地域		3	3	3	4	6
熊石地域		1	1	2	2	2
確保方策②		49	49	49	49	49
八雲地域		40	40	40	40	40
落部地域		6	6	6	6	6
熊石地域		3	3	3	3	3
過不足(②-①)		11	6	4	4	4

■3号認定(3歳未満／保育) 2歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	57	47	52	54	53
八雲地域		51	42	47	48	46
落部地域		5	4	4	4	5
熊石地域		1	1	1	2	2
確保方策②		60	60	60	60	60
八雲地域		51	51	51	51	51
落部地域		5	5	5	5	5
熊石地域		4	4	4	4	4
過不足(②-①)		3	13	8	6	7

確保の方策の考え方

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業	事業概要	確保の方策
①利用者支援事業	子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行う事業。	基本型を子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の機能拡充で確保するとともに、八雲地域、熊石地域の子ども・子育て世代包括支援センターにおいて、こども家庭センター型を実施し、基本型と連携しながら全地域での総合的相談支援を提供しています。 今後は、こども家庭センターの設置に伴い、基本型とこども家庭センター型を合わせて1つの機関にて実施し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備します。
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	主に3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業。	八雲町子育て支援センターで子育てサロン、遊びの広場・スマイル育児教室等を開催します。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。
③妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し経済的な負担を軽減する事業。	現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も妊婦一般受診券と超音波受診券交付を継続するとともに、若年者の妊娠など健康管理や思春期教育の推進に努めます。
④乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児家庭の全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業。	現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。全地域で保健師・栄養士における指導・相談・サービス提供をしており、今後も継続していきます。
⑤養育支援訪問事業（乳幼児訪問事業）	乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行う事業。	現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。全地域で保健師・栄養士における指導・相談・サービス提供をしており、今後も継続していきます。
⑥子育て世帯訪問支援事業【新規】	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。	本計画期間中の事業開始は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。 なお、事業内容と同様のことは現在子育て支援センターにて行っています。
⑦児童育成支援拠点事業【新規】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童	本計画期間中の事業開始は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。 なお、事業内容と同様のことは現在子育て支援センターにて行っています。

事業	事業概要	確保の方策
	及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。	
⑧親子関係形成支援事業【新規】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。	本計画期間中の事業開始は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。 なお、事業内容と同様のことは現在子育て支援センターにて行っています。
⑨妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。	現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。全地域で保健師等により妊娠、出産、育児に関する不安や相談に応じ、必要な支援へつなげていきます。
⑩産後ケア事業【新規】	産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行う事業。	病院の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を予定しております。
⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	満3歳未満の就学前子どもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することができます。	令和8年度からは、本町において一時預かり事業を実施している一時預かり「クルミ」にて当事業を実施する予定です。今後のニーズの動向を見極めながら、提供体制の確保や提供施設の増加に努めます。
⑫子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業。	本町には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にありますが、今後も必要とする方に対し、近隣市町村の子育て短期支援事業に関する情報提供を行います。
⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業で、この計画では就学後の児童を対象とした事業。	本町においては、託児（集団）を行っている任意の団体（八雲子育てサポート「タッチ」）があり、町ではこの団体を支援しています。今後もニーズの動向を見極めながら団体への支援を継続していきます。

事業	事業概要	確保の方策
⑭一時預かり事業	幼稚園や保育所等の在園児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを受け入れ、幼稚園や保育所等で保育を行う事業。	<p>一時預かり（幼稚園型）：本町では「八雲幼稚園」及び「認定こども園八雲マリア幼稚園」で当事業を実施しており、現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。</p> <p>一時預かり（幼稚園型以外）：本町では一時預かり「クルマ」で当事業を実施しており、現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。</p>
⑮延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に、保育所等で保育を行う事業。	町内の保育所及び認定こども園で延長保育を実施しており、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。
⑯病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	乳幼児が発熱等の急な病気になり集団保育が困難になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。	量の見込みの推計では病児保育事業の利用ニーズが出ていますが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる医療体制及び人材の確保も困難な状況にあります。
⑰放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	共働きなどで日中保護者が留守の家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇中等に専用施設などで、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業。	八雲地域では「わんぱくクラブ」「どんぐりクラブ」「さかえっ子クラブ」の3箇所を実施しており、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。 熊石地域と落部地域は、指導者の確保や児童数の減少により放課後児童健全育成事業としての実施は厳しい状況にありますが、熊石地域では、放課後子ども対策事業として「ふれあい交流センターくまいし館」に見守りスタッフを配置して、その中で体験プログラムなどの各種教室を実施しています。落部地域では「落部レクリエーションセンター」の一般開放を行っており、今後は、町内会等の団体との連携や特技や経験豊富な高齢者の協力を得ながら、子どもを対象とした各種教室（行事・プログラム）の開催を検討します。
⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業	給付認定された保護者のうち、その保護者の世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、本町が定める基準に該当する子どもが、特定教育・保育（幼稚園・保育所・認定子ども園・地域型保育事業）等を受けた場合、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加費用などについて、本町の基準に基づいて助成する事業です。	住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後とも実施します。
⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保育の受け皿の拡大や新制度の円滑な実施のために、多様な事業者の力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進する事業。	小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育などの事業参入の相談支援を行います。

9 計画の推進に向けて

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を促進するとともに、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援にかかわる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容を広報・啓発し、町外に対しても情報発信に努めます。

10 計画の点検・評価

(1) 計画の点検・評価と見直し

この計画を実効性のあるものとするため、「八雲町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善するとともに、毎年度、見直しを行います。

また、この計画の期間は5年（令和7～11年度）ですが、中間年に計画の中間見直しを行います。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

第3期 八雲町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行・編集：八雲町 住民生活課

住 所：〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地

T E L：0137-62-2112 F A X：0137-62-2120